交野市個別避難計画作成に係る報償費支給要綱

(目的)

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第４９条の１４第１項に規定する個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）に係る取り組みに協力した介護支援専門員、相談支援専門員等（以下「福祉専門職」という。）に対し、予算の範囲内で報償費を支給することにより、個別避難計画の作成を促進するとともに、その実効性を確保することを目的とし、その支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（支給の要件）

第２条　この要綱による報償費（以下「報償費」という。）の支給対象者は、（市からの依頼を受け、）避難行動要支援者、その家族、地区等とともに個別避難計画の作成を行った福祉専門職とし、福祉専門職が所属する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「事業所」という。）に対し予算の範囲内で支給する。

(報償費の額)

第３条　報償費の額は、個別避難計画作成件数１件あたり７，０００円とする。

　（報償費の支給申請）

第４条　第２条の支給要件に該当する個別避難計画の作成を行った事業所は、個別避難計画作成報償費支給申請書（様式第１号）により市長に申請するものとする。

　（報償費の支給）

第５条　市長は、前条の申請があった場合は、第２条に規定する要件について確認した上で、当該事業所に対し、第３条に規定する報償費を支給するものとする。

　（報償費の返還）

第６条　市長は、前条の規定により支給した報償費が虚偽その他不正な手段により生じたものであるとき、事業所が暴力団等であることが判明したとき及びその他この要綱の規定に違反したときは、事業所に対し報償費を返還させるものとする。

(委任)

第７条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

　（適用）

２　施行日前に第２条の規定に適合する個別避難計画を作成した場合においても、この要綱を適用するものとする。